

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月10日

【四半期会計期間】 第31期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂田 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第30期 第1四半期 累計(会計) 期間	第31期 第1四半期 累計(会計) 期間	第30期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(千円)	482,323	943,890	2,688,234
経常損失()	(千円)	131,926	94,777	238,342
四半期(当期)純損失()	(千円)	75,835	60,844	150,584
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	533,737	533,737	533,737
発行済株式総数	(千株)	12,712	12,712	12,712
純資産額	(千円)	1,667,504	1,496,612	1,599,861
総資産額	(千円)	2,300,846	2,389,131	2,366,965
1株当たり純資産額	(円)	147.62	131.51	140.95
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	6.78	5.44	13.47
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			4.00
自己資本比率	(%)	71.7	61.5	66.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	6,665	67,754	163,514
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	4,539	2,043	1,987
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	43,082	36,740	55,337
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,387,876	1,105,429	1,211,967
従業員数	(名)	118	120	121

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため該当事項はありません。

4 第30期第1四半期累計(会計)期間、第31期第1四半期累計(会計)期間、第30期末の潜在株式調整後1株

当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	120(26)
---------	---------

(注) 従業員数は、就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、()外数で平均人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
オフィス事業	642,874	
CM事業	913,535	
CREM事業	183,948	
合計	1,740,358	

(注) 1 上記セグメントは、当第1四半期会計期間より区分しております(以下同様。)

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
オフィス事業	689,298	
CM事業	92,081	
CREM事業	162,510	
合計	943,890	

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ	9,296	1.9	224,932	23.8
大塚製薬(株)	77,346	16.0	104,020	11.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期（平成22年4月1日～平成22年6月30日）のわが国経済は、2番底への懸念が和らぎ、一部に景気の持ち直しの動きが見られるものの、企業収益全般は本格的な回復には至らず、依然として厳しい状況で推移いたしました。

当社では、赤字脱却を当期の第一目標に掲げ、この厳しい経済環境にあっても、サービス品質を落とすことの無い様、「明豊のCM」を提供しつづけることの社会的意義を全社で共有しました。そして、プロジェクトマネジメントの現場力をより高めるとともに、従来にも増して高い専門性に基づいたソリューションを顧客本位に提供し続けることを実施してまいりました。

また、CM（コンストラクション・マネジメント）マーケットが拡大していることから、オフィス事業のプロをCM事業のプロとするマルチタレント化を支える体制を前期後半から着手し、当期から本格的に導入致しました。CREM（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）事業については、提供するサービスの深化とデータベース化を中心とする可視化を更に進め、顧客満足度の向上に努めております。

これらの結果、売上高は943百万円（前年同四半期482百万円）、売上総利益は84百万円（前年同四半期36百万円）と増加いたしました。販売費および一般管理費は抑制した予算水準にて推移し、営業損失は95百万円（前年同四半期 営業損失132百万円）、経常損失は94百万円（前年同四半期 経常損失131百万円）、四半期純損失は60百万円（前年同四半期 純損失75百万円）となり、社内で管理する第1四半期予算を上回る結果となりました。

事業のセグメント別の状況は以下のとおりです。

オフィス事業

オフィス市場におきましては、依然として厳しい受注環境となりましたが、引合件数は増えており、当社の強みをより一層強くアピールすることで、受注拡大に努めて参ります。

この第1四半期については、オフィスの入居、移転、改修プロジェクトがアットリスクCM契約にて多く完成を迎えた結果、売上高は前年同四半期より大きく倍増いたしました。

以上の結果、オフィス事業の売上高は689百万円（前年同四半期295百万円）となりました。

CM事業

ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設等のCM市場につきましては、これまでの地道なコンサルティングやコスト削減の実績を基に、前期より引き続き順調に受注を積み上げることが出来ております。

経済環境が厳しさを増す中で、コストダウンと発注プロセスの可視化に対する顧客の要請はこれまで以上に拡大しています。当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社技術者に関するフィーはマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）に基づいており、お客様の納得感を得られ易くなっています。この手法は、工事や機器などの調達に当たって、徹底したベンダーフリーと、顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れていることから、当社の価値は益々高まっていると申せます。

今後のCMビジネスに関して大きなマーケットになると予測される公共工事におきましても、当期4月に江戸川区小中学校の耐震建て替え工事のCM業務を2期連続してコンペで受注し、大阪府立大学におきましても、校舎改修工事をコンペで受注する等、歴史ある大手企業や、複数の大学、鉄道駅施設、医療施設等から、当社のCM手法へ期待が寄せられています。

当社は、さまざまな建築物に対応可能であり、高いプロジェクトマネジメント（PM）能力に加えて設計や積算能力を持った独立系CM会社として、今後も飛躍が大きく期待できる見通しとなりました。

以上の結果、CM事業の売上高は92百万円（前年同四半期68百万円）となりました。

CREM事業

大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートする、CREM市場については、多拠点施設の新築、改善プロジェクトに関して、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）採用による工事コスト削減や、データベース化による戦力的且つ効率的施設管理効果が着実に顧客の評価を獲得出来ており、大企業施設部門のアウトソーシング受託に関して、今後の需要拡大の基礎を構築出来ました。

国際財務報告基準へのコンバージェンスの一部である資産除去債務等への対応、及び改正省エネ法に代表される各環境関連法規への対応から、自社が保有する資産を一元管理し、C M手法を用いて戦略的に最適化を実現する顧客ニーズが高まっております。

当社の中立的立場による施設の評価や工事金額積算・査定交渉のニーズが益々高まっていると申せます。以上の結果、C R E M事業の売上高は162百万円（前年同四半期117百万円）となりました。

・環境対応について

CO2削減、改正省エネ法などの対応など、各企業様のCSRに対する意識はさらに高まっております。

当社のC M手法は、その透明性により徹底して顧客の立場で顧客の環境目的達成を支援することができます。

当第1四半期につきましては複数の案件を受注し、環境配慮手法を駆使した最新の技術を考慮し、建物の全ライフサイクルを通じて環境負荷低減のデザインや、オフィスや保有資産の中長期的な維持管理計画を立案し（L C M）、コスト削減と環境負荷低減を行うなど、当社独自の手法にて最大の投資効果を得るべくC M手法で支援をいたしました。

今後の事業範囲の強化と需要拡大に対応すべく、社内においてCASBEE評価員資格取得保有者も増加させております。

・海外PM会社との業務提携

当社は、平成22年6月28日、国際的な建設コンサルタント及びプロジェクトマネジメント会社(以下PM)として長い歴史と実績のあるCyril Sweett plc(本社：英国)並びにWidnell Sweett Ltd(本社：香港)と、建設プロジェクトの分野において、全世界を対象とした戦略的提携を行うことで合意いたしました。3社はこの提携を通じて、顧客ニーズのグローバル化に対応すると共に、互いのネットワークとノウハウを活用し合うことで、新たなビジネスチャンスの創出を目指します。

(2) 財政状態に関する定性的情報

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて、1.5%増加し、1,972百万円となりました。これは、受取手形・完成工事未収入金が105百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、1.5%減少し、416百万円となりました。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ0.9%増加し、2,389百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて、24.7%増加し、589百万円となりました。これは、工事未払金が41百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、2.9%増加し、302百万円となりました。これは、退職給付引当金が6百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ16.3%増加し、892百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて、6.5%減少し、1,496百万円となりました。これは、利益剰余金が105百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べ106百万円減少し、1,105百万円となりました。

当第1四半期会計期間による各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、67百万円となりました（前年同四半期は6百万円の収入）。

収入の主な内訳は、仕入債務の増加35百万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加105百万円でありま

す。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、2百万円となりました（前年同四半期は4百万円の支出）。

支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出1百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、36百万円となりました（前年同四半期は43百万円の支出）。

支出の主な内訳は、配当金の支払額36百万円です。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の課題について

当第1四半期会計期間において、当社の経営者の問題認識と今後の方針に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数 100株
計	12,712,000	12,712,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行している新株引受権付社債は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	平成22年6月30日現在		
	新株引受権残高	行使価格	資本組入額
第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	400千円	50円	25円

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議により発行している新株予約権の状況

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	13個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	5個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
 - (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	2,397個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	479,400株
新株予約権の行使時の払込金額	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議により発行している新株予約権の状況

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,853個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	185,300株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受け
る場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,853個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	185,300株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	216個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日		12,712,000		533,737		340,068

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,533,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,177,700	111,777	
単元未満株式	普通株式 800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,712,000		
総株主の議決権		111,777	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」欄には証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄に当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワークス 株式会社	東京都千代田区麹町 5-4	1,533,500		1,533,500	12.06
計		1,533,500		1,533,500	12.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	104	101	98
最低(円)	98	91	92

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、ありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により記載しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,105,429	1,211,967
受取手形・完成工事未収入金	707,096	601,115
未成工事支出金	² 35,676	² 26,789
その他	124,420	104,398
流動資産合計	1,972,623	1,944,271
固定資産		
有形固定資産	¹ 24,364	¹ 25,270
無形固定資産	11,353	11,162
投資その他の資産	380,790	386,260
固定資産合計	416,508	422,693
資産合計	2,389,131	2,366,965
負債の部		
流動負債		
工事未払金	350,037	308,255
未払法人税等	1,323	2,600
賞与引当金	109,526	68,441
工事損失引当金	² 1,387	² 856
その他	127,455	92,827
流動負債合計	589,730	472,982
固定負債		
退職給付引当金	115,683	109,624
役員退職慰労引当金	187,104	184,498
固定負債合計	302,788	294,122
負債合計	892,518	767,104
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,737
資本剰余金	340,068	340,068
利益剰余金	806,401	911,959
自己株式	208,355	208,355
株主資本合計	1,471,851	1,577,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,779	1,779
評価・換算差額等合計	1,779	1,779
新株予約権	26,541	24,231
純資産合計	1,496,612	1,599,861
負債純資産合計	2,389,131	2,366,965

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	482,323	943,890
売上原価	446,283	859,770
売上総利益	36,039	84,120
販売費及び一般管理費	1 168,314	1 179,592
営業損失()	132,274	95,472
営業外収益		
受取利息	283	97
新株予約権戻入益	56	80
還付加算金	-	395
その他	8	122
営業外収益合計	348	694
経常損失()	131,926	94,777
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,434
特別損失合計	-	5,434
税引前四半期純損失()	131,926	100,211
法人税等	56,090	39,367
四半期純損失()	75,835	60,844

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	131,926	100,211
減価償却費	4,006	2,658
賞与引当金の増減額(は減少)	33,768	41,084
受取利息及び受取配当金	283	97
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,434
売上債権の増減額(は増加)	342,103	105,981
未成工事支出金の増減額(は増加)	13,715	8,887
仕入債務の増減額(は減少)	166,686	35,772
未成工事受入金の増減額(は減少)	6,047	1,434
その他	1,557	61,020
小計	102,301	67,771
利息及び配当金の受取額	283	97
法人税等の支払額	95,919	80
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,665	67,754
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,317	918
無形固定資産の取得による支出	2,370	1,025
その他	148	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,539	2,043
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	43,082	36,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,082	36,740
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	40,956	106,538
現金及び現金同等物の期首残高	1,428,832	1,211,967
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,387,876	1,105,429

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失は157千円、税引前四半期純損失は5,591千円それぞれ増加しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 そのため、「法人税等調整額」は「法人税等」に一括して記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、92,219千円です。</p> <p>2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産（未成工事支出金）のうち、当該工事損失引当金に対応する額は454千円であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、90,394千円です。</p> <p>2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産（未成工事支出金）のうち、当該工事損失引当金に対応する額はありません。</p>

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																								
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>23,275千円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>68,890千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>11,479千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3,512千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>11,712千円</td> </tr> <tr> <td>事務用品費</td> <td>8,120千円</td> </tr> </table>	役員報酬	23,275千円	従業員給与手当	68,890千円	賞与引当金繰入額	11,479千円	役員退職慰労引当金繰入額	3,512千円	法定福利費	11,712千円	事務用品費	8,120千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>25,685千円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>69,786千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>13,966千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>3,748千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>11,407千円</td> </tr> <tr> <td>事務用品費</td> <td>10,892千円</td> </tr> </table>	役員報酬	25,685千円	従業員給与手当	69,786千円	賞与引当金繰入額	13,966千円	役員退職慰労引当金繰入額	3,748千円	法定福利費	11,407千円	事務用品費	10,892千円
役員報酬	23,275千円																								
従業員給与手当	68,890千円																								
賞与引当金繰入額	11,479千円																								
役員退職慰労引当金繰入額	3,512千円																								
法定福利費	11,712千円																								
事務用品費	8,120千円																								
役員報酬	25,685千円																								
従業員給与手当	69,786千円																								
賞与引当金繰入額	13,966千円																								
役員退職慰労引当金繰入額	3,748千円																								
法定福利費	11,407千円																								
事務用品費	10,892千円																								

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金	現金及び預金
1,387,876千円	1,105,429千円
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
1,387,876千円	1,105,429千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	当第1四半期 会計期間末残高 (千円)
ストック・オプションとしての 新株予約権	26,541

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,714	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 2,390千円

(内訳) 販売費及び一般管理費 1,301千円

売上原価 1,089千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入額 80千円

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

該当事項はありません。

開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はオフィスや各種施設に関わるCM(コンストラクション・マネジメント)手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「CREM事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オフィス事業」は、オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、ワークスタイルの変革等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。

「CM事業」は、ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。

「CREM事業」は、企業の保有資産の最適化をサポートするCREM(コーポレート・リアル・エステート・マネジメント)として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成 22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)

(単位：千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	689,298	92,081	162,510	943,890
セグメント間の内部売上高 又は振替高				
計	689,298	92,081	162,510	943,890
セグメント損失()	59,180	20,228	16,063	95,472

(注)セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 131円51銭	1株当たり純資産額 140円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,496,612	1,599,861
普通株式に係る純資産額(千円)	1,470,071	1,575,629
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	26,541	24,231
普通株式の発行済株式数(千株)	12,712	12,712
普通株式の自己株式数(千株)	1,533	1,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	11,178	11,178

2 1株当たり四半期純損失金額等

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 6.78円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	1株当たり四半期純損失金額() 5.44円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失() (千円)	75,835	60,844
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	75,835	60,844
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,178	11,178
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅 林 邦 彦 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より工事契約に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 9日

明豊ファシリティワークス株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅林 邦彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。